

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 尾鷲市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,599	2,801	341	5,742

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,936	9,693	243	237	565	10,178	
一般会計等	9,936	9,693	243	237		10,178	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	2,735	2,687	48	48	168	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	556	551	5	5	361	—	—	
老人保健医療事業特別会計	28	28	0	0	0	—	—	
公共下水道事業特別会計	3	3	0	0	3	19	19	
病院事業会計	4,023	4,389	△ 366	613	320	4,067	2,589	法適用企業
水道事業会計	491	493	△ 2	418	28	3,779	416	法適用企業
公営企業会計等 計				1,084		7,865	3,024	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
三重紀北消防組合	1,025	1,023	2	2	—	4	4	
紀北広域連合								
(一般会計)	683	681	2	2	0	—	—	
(介護保険事業特別会計)	4,032	3,984	48	48	612	—	—	
(知的障害者授産施設事業特別会計)	121	115	6	6	9	68	35	
(知的障害者授産施設サービス事業特別会計)	9	9	0	0	—	—	—	
三重県自治会館組合								
(一般会計)	165	152	13	2	4	—	—	
(共有デジタル地図特別会計)	28	24	4	4	—	—	—	
(物品特別会計)	26	23	3	3	—	—	—	
三重地方税管理回収機構	312	169	143	143	—	—	—	
三重県後期高齢者医療広域連合								
(一般会計)	190	186	5	5	13	—	—	
(後期高齢者医療特別会計)	161,970	159,131	2,839	2,839	1,106	—	—	
東紀州農業共済事務組合	220	214	6	1	—	—	—	法適用企業
一部事務組合等 計				3,055		72	39	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財団法人尾鷲文化振興会	△ 1	39	30	—	—	—	—	—	
財団法人尾鷲市開発公社	0	4	1	4	—	—	390	351	
須賀利巡航船有限公司	0	△ 5	2	4	—	—	—	—	
財団法人尾鷲みどりの協会	△ 13	705	10	—	—	—	—	—	
九鬼漁業協同組合	55	△ 305	—	—	—	—	3	3	
地方公社・第三セクター等 計			43	8	—	—	393	354	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	818	791	△ 27
減債基金	89	139	50
その他充当可能基金	706	636	△ 70
充当可能基金 計	1,612	1,566	△ 46

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.91	4.12	3.21	△ 14.57	△ 20.00	病院事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	24.14	22.98	△ 1.16	△ 19.57	△ 40.00	水道事業会計	—	—	—
実質公債費比率	11.1	11.1	0.0	25.0	35.0	公共下水道事業会計	—	—	—
将来負担比率	143.2	131.3	△ 11.9	350.0					
財政力指数	0.45	0.44	△ 0.01						
経常収支比率	93.8	93.1	△ 0.7						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。